

豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針

平成 28 年（2016 年）7 月

豊中市

—目次—

第1章 はじめに	1
・生活保護の状況.....	1
・医療扶助の状況.....	1
・策定の目的.....	1
第2章 方針の基本的な考え方	3
・医療扶助のあるべき姿.....	3
・取り組みの方向性.....	3
第3章 方針の位置づけ	5
第4章 医療扶助の適正な実施に係る取り組み	6
【1】生活習慣病予防及び健康管理支援に関する取り組み.....	6
【2】適切な医療の活用の促進に関する取り組み.....	7
【3】医療扶助の適正給付の促進に関する取り組み.....	8
【4】制度適用の適正化（他法他施策の適正な活用）に関する取り組み.....	9
【5】医療扶助の適正な実施全体を支える取り組み.....	10
第5章 方針に基づく取り組みの進め方	11

第1章 はじめに

・生活保護の状況

本市の生活保護の状況としては、平成27年3月末、保護世帯数7,502世帯、保護人員10,373人、保護率は26.20%です。平成21年度以降、保護率は急増しましたが、平成26年度半ば以降は雇用情勢の改善傾向等により、緩やかな増加となっています。

世帯類型別の割合については、高齢者世帯52.2%、障害者・傷病世帯24.6%、母子世帯8.3%、その他世帯14.9%です。また、平成24年度から3年連続で高齢者世帯の割合のみが増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

・医療扶助の状況

医療扶助費については平成26年度決算8,671百万円で、前年度比1.04%増（平成25年度決算8,581百万円）となっており、扶助費全体の46.9%を占めています。

その背景としては、被保護者の高齢化があります。高齢化により医療費が増加するのは国民健康保険制度等でもみられる全国的な傾向ですが、平成27年3月末の本市の生活保護における高齢者の占める人員割合は約45%で、本市全域の同時期における高齢者の占める人員割合の約25%と比べても高くなっています。

また、「生活保護制度における医療扶助費の地域差等に関する分析」（平成28年4月8日厚生労働省社会・援護局）によると、国民医療費(※)との比較における全国的な被保護者の状況として、全傷病における精神関連疾患の占める医療費の割合が高い傾向が見られています。加えて、国民健康保険等との比較において、若年層における医療を必要とする割合が高いことも報告されています。

・策定の目的

様々な要因が被保護者の疾病を抱える割合を高め、それが医療扶助費の増加という結果となって表れています。

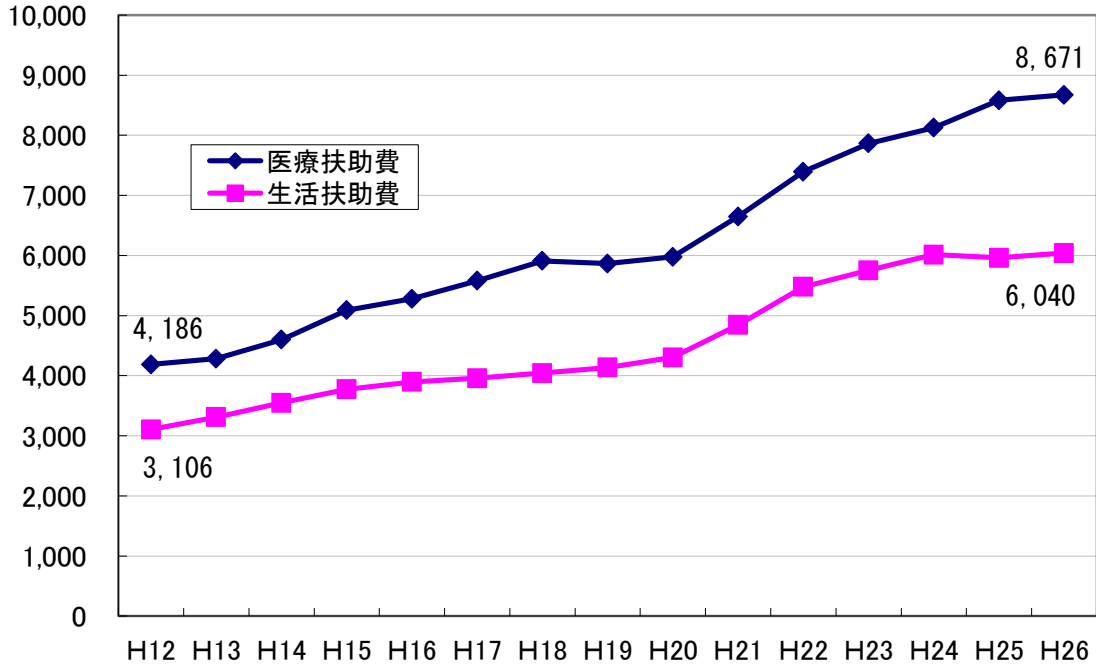
これらの状況に対し、本市は被保護者の健康の保持・増進や疾病の早期発見・早期治療、及び重症化予防等による健康寿命の延伸を図ります。あわせて、その結果として医療扶助費の伸びを可能な限り抑制し、適正な値を保ちます。それにより、今後の持続可能な生活保護制度の運営、さらには社会保障サービスの提供に結び付けます。

上記を達成するうえでのあるべき姿、取り組みの方向性等を明確化することを目的に、『豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針』（以下、「方針」とする。）を策定します。

※「国民医療費」

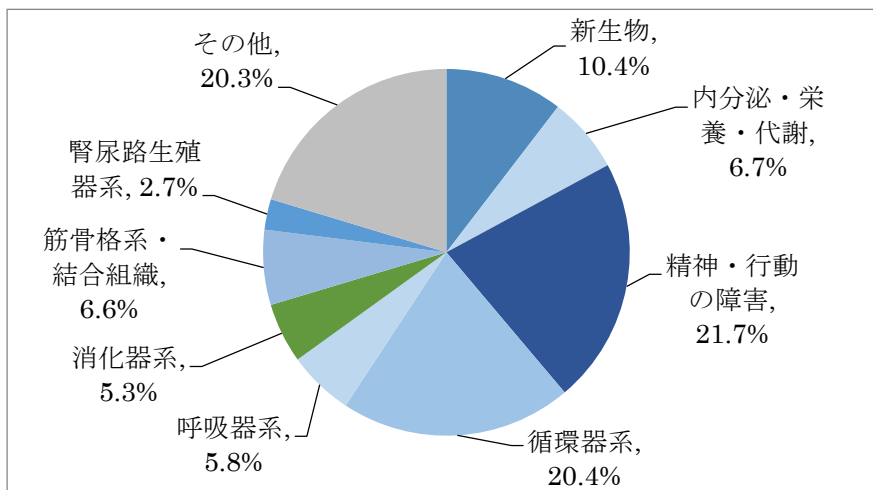
: 国民が医療にかけた年間費用の総額。

豊中市の生活扶助費および医療扶助費の決算額の推移 (単位：百万円)

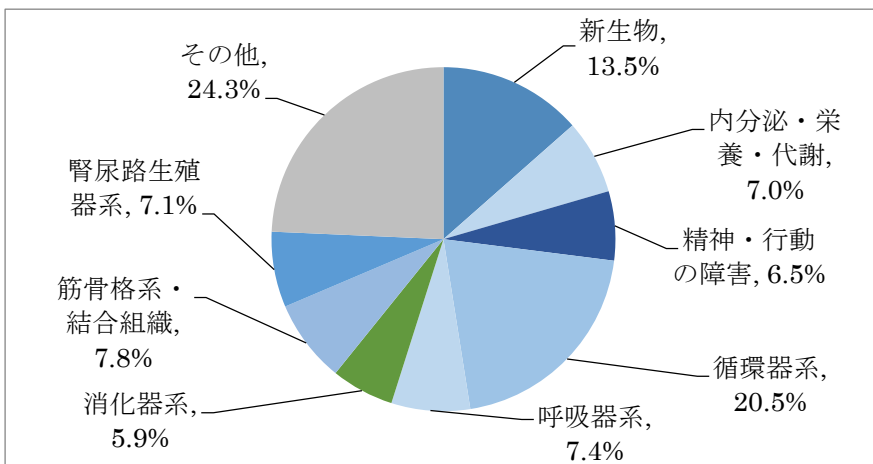


全国の傷病分類別医療扶助費(医科計)構成割合 (平成 25 年度(推計値))

・医療扶助費の 2 割強を精神・行動の障害が占めている



(参考) 国民医療費 (医科計・平成 25 年度)



※「生活保護制度における医療扶助費の地域差等に関する分析」(平成 28 年 4 月 8 日厚生労働省社会・援護局) より抜粋

第2章 方針の基本的な考え方

本方針の目的は、第1章に記載したとおり、被保護者の健康寿命の延伸とその結果として医療扶助費の伸びを抑制し適正な値を保つことです。そのためには、自立助長を図るための基礎として被保護者が健康の保持及び増進に努めるとともに、被保護者の健やかな生活を実現するための様々な取り組みを適正に実施することが必要となります。

「適正に実施する」の趣旨としては、必要な医療や他制度の活用については予防的観点も含めて積極的に促すとともに、不適切な活用が見られる場合はその是正を図ることで、医療扶助の適正かつ効率的な運用につなげることを言います。

・医療扶助のあるべき姿

医療扶助のあり方を構成する要素は、被保護者の健康管理、受療行動、診療・投薬等のあり方、制度適用です。したがって、下記のとおりこれら全てが適切に行われている状態をもって、医療扶助のあるべき姿として設定します。

(ア) 生活習慣病予防ほか適切な健康管理

(イ) 適切な受療行動

(ウ) 適切な診療・投薬等

(エ) 適切な制度適用

・取り組みの方向性

あるべき姿を実現するための取り組みの方向性としては、あるべき姿のそれぞれに対応した4つの取り組みに、全体を支える取り組みを加えた5本の柱とします。

【1】生活習慣病予防及び健康管理支援に関する取り組み

：(ア)を実現するための取り組みとして、生活保護法第60条「生活上の義務」に基づき、被保護者の日々の健康の保持及び増進や生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療、重症化予防等に関する支援を行うもの。

【2】適切な医療の活用の促進に関する取り組み

：(イ)を実現するための取り組みとして、厚生労働省の通知等に基づき、被保護者の医療機関への通院・入院や処方等の状況を確認し、健康状態の改善等の観点から必要な対応を図るもの。

【3】医療扶助の適正給付の促進に関する取り組み

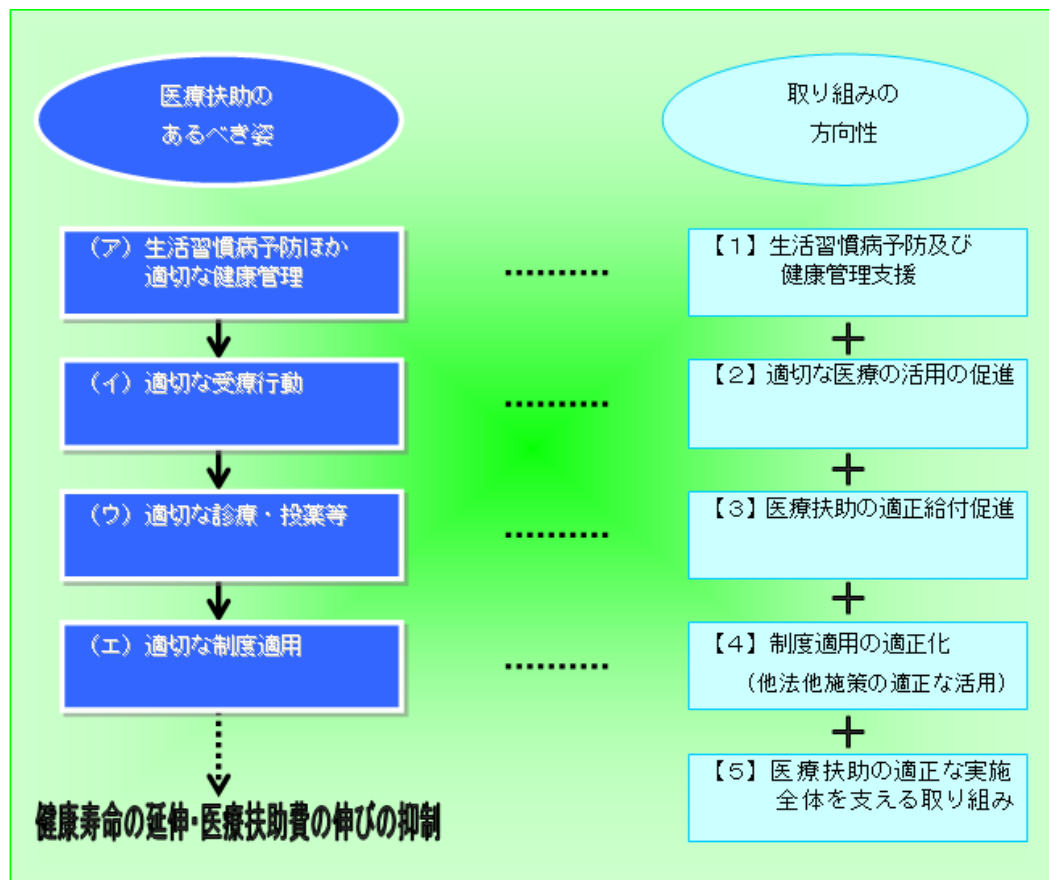
：(ウ)を実現するための取り組みとして、厚生労働省の医療扶助運営要領等に基づき、医療要否意見書の審査や診療報酬明細書(以下、「レセプト」とする。)の点検の実施等により医療扶助の適正な給付の実現を図るもの。

【4】 制度適用の適正化（他法他施策の適正な活用）に関する取り組み

：（エ）を実現するための取り組みとして、生活保護法第4条「保護の補足性（他法他施策の優先）」に基づき、他の法律や施策による制度の適正な活用を図るもの。

【5】 医療扶助の適正な実施全体を支える取り組み

：全体を支える取り組みとして、医療機関の指定や指導、福祉事務所内における地区担当員と各種専門職員との連携の推進、庁内部局及び庁外機関との連携等に関するもの。



第3章 方針の位置づけ

本方針については、被保護者における健康・医療に関する支援、及び、医療扶助の適正な給付と制度活用の重要性に鑑み、厚生労働省の通知に基づき基本方針として策定している「生活保護実施方針」とは別に、医療扶助の現状の分析と今後の方向性を取りまとめた策定するものです。

また、『豊中市総合計画』や『豊中市健康づくり計画』等との整合性を図りながら、『豊中市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）』の考え方も参考とし策定しています。

そのため、本方針は関係する各種計画等と取り組み期間を同一として、平成29年度中に見直しを行い、関連する内容については相互に連携を図りながら、平成30年度以降を新たな取り組み期間として設定します。

…	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	…
	豊中市健康づくり計画		(見直し後) 豊中市健康づくり計画 豊中市国民健康保険保健事業実施計画 豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針		
	豊中市国民健康保険保健事業実施計画				
	豊中市医療扶助の適正な実施に関する方針				

第4章 医療扶助の適正な実施に係る取り組み

【1】生活習慣病予防及び健康管理支援に関する取り組み

具体的な取り組みは、次のとおりです。

① 個別支援による健康管理

：精神疾患を有する被保護者等、日常生活において健康管理が困難な者に対し、家庭訪問や同行受診等により、生活状況や病状の把握と医療面に関する相談・助言等を行い、被保護者が地域において自立した生活を営めるよう支援します。

② 健診受診の促進

：健診の受診を促すことにより、被保護者が自らの健康状態を定期的を確認する意識をもつきっかけを作るとともに、健診の受診による異常の早期発見と早期治療により、健康状態の改善を図ります。

③ 生活習慣病の重症化予防

：糖尿病等の生活習慣病を有する被保護者のうち、治療や服薬の自己中断が疑われる者や生活習慣が不規則となっている者等に対し、適切な治療の促しや生活習慣の改善に関する助言を行うことで、疾病の重症化とそれに伴う QOL(※)の低下を防ぎます。

「目標」

- ・レセプトと稼働年齢層病状把握一覧(※)の活用により、支援対象者を確実に把握し個別支援を実施します。
- ・市民健診の活用を促し、健診受診率を向上させます。
- ・Ⅱ型糖尿病(※)等の患者で、すでに重症化している人を除く者を対象に重症化を予防する支援を行い、糖尿病を起因とする透析患者の新たな発生を防ぎます。

※「QOL(Quality of Life)」

：生活の質。人生の質。

※「稼働年齢層病状把握一覧」

：中学校を卒業した15～64歳までの稼働年齢層の者について、病状把握を基に援助方針策定や専門的な支援へ繋げるための検討に用いる一覧表。

※「Ⅱ型糖尿病」

：脂肪の過剰摂取や運動不足などの生活習慣や遺伝等によって、インスリンの分泌や血糖降下作用が低下することによりおこる糖尿病。インスリン非依存性糖尿病。成人発症糖尿病。

【2】適切な医療の活用の促進に関する取り組み

具体的な取り組みは、次のとおりです。

① 頻回受診の適正化

：医療機関への過度な受診が見られる被保護者に対し、その是正に向けた働きかけを行うことで、受診回数の適正化を図ります。
また、受診回数の増大に至った要因を把握し、本人にとってよりよい対処方法を検討します。

② 重複受診・重複処方 of 適正化

：医療機関への重複受診や向精神薬等の重複処方が疑われる被保護者に対し、その是正に向けた働きかけを行うとともに、必要量以上の内服等による健康状態の悪化を防ぎます。

③ 後発医薬品の使用促進

：被保護者に後発医薬品の理解を求め使用を促すとともに、先発医薬品を使用している被保護者へ後発医薬品への切替を促すことにより、調剤費における後発医薬品の使用割合を高めます。

④ 頻回転院患者へのアプローチ

：医療扶助により入院している被保護者のうち、短期間に転院を繰り返している者について、その必要性を医療機関に確認するとともに、実態に即した適切な措置を行うことにより患者の処遇の改善を図ります。

⑤ 長期入院・長期外来患者へのアプローチ

：医療扶助による長期入院患者、長期外来患者の状況を把握し、実態に即した適切な措置を講ずることにより、被保護者の処遇の充実に努めます。

「目標」

- ・レセプト管理システムの活用による対象者の抽出と併せて、地区担当員や関係機関との連携による対象者の把握と適切なアプローチを行う体制を構築します。
- ・頻回受診や重複受診・重複処方に対する適正受診に向けた働きかけにより、改善者割合を向上させます。
- ・医療扶助における後発医薬品の使用割合「75%（※）」を平成29年（2017年）央までに達成します。（※厚生労働省の設定する目標値）
- ・被保護者への確実な医療制度の周知体制を確立することにより、適切な医療の活用を促進します。

【3】医療扶助の適正給付の促進に関する取り組み

具体的な取り組みは、次のとおりです。

① 医療要否意見書等の審査

：主治医により作成された医療要否意見書等について、福祉事務所の嘱託医がその内容を確認し、本人の病状、治療の必要性とその見込期間、本人の稼働能力等の情報から、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言を行います。

② レセプト点検の実施

：医療機関や薬局等から請求のあったレセプト内容の点検を行うことにより、生活保護法による医療扶助費の適正な支出と、被保護者の適切な医療の確保を図ります。

③ 医療券・調剤券の効率的な発券

：指定医療機関における診察、薬剤、医学的処置、手術等の診療の給付を行うために医療券を発行し、また指定薬局における調剤の給付を行うために、調剤券を発行します。

④ 治療材料の適正な給付

：被保護者より治療材料の給付申請があった場合に、他法活用の可能性の確認、給付内容の精査、嘱託医審査等の実施により、適正な給付を行います。

⑤ 施術の適正な給付

：被保護者より施術の給付申請があった場合に、医療扶助の適用の可否について嘱託医審査等により判断し、適正な給付を行います。

⑥ 通院移送費の適正な給付

：医療機関へ受診するための移送費についてその申請があった場合に、個別に内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段にて、適切な給付を行います。

「目標」

- ・各種意見書等の審査やレセプトの点検に関する手順を見直し、より適切な給付体制を構築します。
- ・医療機関等との医療扶助に係る認識共有の場を設定することにより、適正な給付に関する理解を広げます。

【4】制度適用の適正化（他法他施策の適正な活用）に関する取り組み

具体的な取り組みは、次のとおりです。

- ① **自立支援医療制度（精神通院医療）**
：自立支援医療制度（精神通院医療）の対象となる被保護者に対し、その申請手続きを支援し制度の活用を促します。
- ② **自立支援医療制度（更生医療）**
：自立支援医療制度（更生医療）の対象となる被保護者に対し、その申請手続きを支援し制度の活用を促します。
- ③ **難病医療費助成制度**
：難病医療費助成制度の対象となる被保護者に対し、その申請手続きを支援し制度の活用を促します。
- ④ **結核医療費公費負担制度**
：結核医療費公費負担制度の対象となる被保護者に対し、その申請手続きを支援し制度の活用を促します。
- ⑤ **被爆者医療給付制度**
：被爆者医療給付制度の対象となる被保護者に対し、その申請手続きを支援し制度の活用を促します。
- ⑥ **その他制度**
：その他の制度の対象となる被保護者に対し、その申請手続きを支援し制度の活用を促します。

「目標」

- ・他制度の活用における新規及び更新時の確実な手続きについて促すことにより、制度適用率を向上させます。
- ・対象者の少ない制度も含めて、他制度の適正な活用を促します。

【5】医療扶助の適正な実施全体を支える取り組み

具体的な取り組みは、次のとおりです。

- ① **生活保護法による医療機関の指定**
：指定申請のあった医療機関に対し、生活保護法上の指定基準を満たしているか確認を行い指定するとともに、医療機関担当規定等について説明します。
- ② **生活保護法指定医療機関への一般・個別指導**
：生活保護法による医療の給付が適正に行われるよう、制度の趣旨や医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ります。
- ③ **嘱託医協議の実施**
：査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき嘱託医協議を実施し、医療扶助等の給付決定、実施にともなう専門的判断及び必要な助言指導を行います。
- ④ **健康づくりグループ支援事業の実施(健康ステップアップ倶楽部)**
：被保護者のうち生活リズムが不安定な者や引きこもりがちな者の居場所を作り、参加を促し生活リズムの改善を図ることで、日常生活及び社会的自立をめざします。
- ⑤ **福祉事務所職員の研修及び情報共有(ミニ講座)**
：専門職員による医療扶助等の研修により、専門知識や関係制度の説明・情報提供等を行い、福祉事務所職員の専門知識を高めるとともに、所内業務の円滑化を図ります。
- ⑥ **関係部局間及び市と関係機関との連携の強化**
：医療扶助の適正な実施について、関係部局間及び地区医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめとする関係機関と市との連携を進めることにより、被保護者への適切な支援につなげます。また、それらの関係機関が実施する研修会や勉強会等に参加することにより、知識の習得と連携を図ります。

「目標」

- ・各種の研修会や勉強会等への積極的な参加により、関係部局間及び市と関係機関とのより一層の連携を図り、協働体制を確立します。
- ・地区医師会・歯科医師会・薬剤師会とのさらなる連携を進めることにより、医療扶助の効果的な実施体制を確立します。
- ・本方針内容について福祉事務所内の全職員が理解することにより、被保護者や医療機関等に対し自ら説明できることをめざします。

第5章 方針に基づく取り組みの進め方

今後、本方針に基づく取り組みを進めるにあたっては、各取り組みの年間計画により具体的な実施内容やスケジュールを決定し、PDCA サイクル(※)に沿って年度ごとの実施を進めていきます。

また、法改正や指針の見直し等の国の動向もふまえ、その時々新たな分析や取り組みを加えながら、必要に応じて方針内容の修正を行うものとします。

※「PDCA サイクル」

: 業務の計画 (plan) を立て、計画に基づいて業務を実行 (do) し、実行した業務を評価 (check) し、改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てること。